

第 2 9 回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年 1 0 月 1 6 日（水）午前 9 時 3 0 分から 1 0 時 0 0 分

2 開催場所 光市役所 第 5 会議室

3 出席委員（2 2 人）

農業委員

1 番	埤田	定
2 番	熊野	茂公
3 番	宮内	昭壽
4 番	河村	晴夫
5 番	小林	勉
6 番	田村	尚利
7 番	出穂	真奈美
8 番	鬼武	敬子
9 番	繁本	武紀
1 0 番	藤本	準一
1 1 番	山本	忠男
1 2 番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1 番	小田	博
2 番	城	俊治
3 番	末岡	博
4 番	國弘	久男
5 番	西村	隆裕
6 番	秋山	孝
7 番	西岡	正信
8 番	弘田	靖
9 番	久保田	等
1 0 番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員（0 人）

農地利用最適化推進委員（0 人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 農地法施行規則第29条第1号に係る転用の届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第29回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、2番 熊野 茂公 委員、3番 宮内 昭壽 委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」ご説明をいたします。

今月の申請は、1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は賃貸借権の設定による、一時的な転用許可申請でございます

申請者ですが、借り受人は宇部市に本社を置く電気工事業他を営む法人で、貸付人は市内に住まいの個人です。

申請のあった土地は、市役所の東約1.8kmの大字光井に位置する1筆で、登記地目は田、面積は4,541㎡の自作地です。

中国電力より送電線鉄塔の建替え工事を受注した借受人が、工事用資材の置場並びに現場事務用地とするため借受きたい旨貸付人に申し入れ、貸付人がこれに応じたものです。

譲受人は、当該農地の内2,400㎡を借受け、現場事務所、作業員休息所それぞれ1棟、新設用・撤去用資材置場とすため来年度7月末日までの期限付きで許可申請されたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、農業振興地域の整備に関する法律で規定する農用地区域内にある農地、私共が通常農振農用地と読んでいる農地になり、原則として転用は許可されないものとなっております。ただし、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること、さらに、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合、許可することができるようとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、資材置場等として一時的な使用であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、農用地区域内農地の一時転用に必要となる農業振興地域整備事業計画の達成に支障を及ぼしおそれの無い旨の市長の意見書が添付されております。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、資材置場、現場事務所であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、

近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、藤本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 藤本委員、補足説明をお願いします。

10 番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

令和元年度 6 号です。新規が 1 件、2 筆で面積は 3,200 m²のみです。合計も 1 件、2 筆で 3,200 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。
続いて報告をお願いします。

事務局 それでは報告事項 1 から 3 号について一括して説明申し上げます。

まず、報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、4 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて、報告第 2 号「非農地証明について」です。

報告の件数は 1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、報告書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

つづいて報告第 3 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る転用の届け出について」です。

届出の件数は、1 件でございました。

本届出は、自身の農地を農業用施設例えば農機具倉庫等の建設に供するための、200 m²以下の転用の場合、また、農地への進入路・農業用水路等の整備に供する場合においては、届け出で済むというものです。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

説明は以上です。

議長

只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと思います。

以上で第29回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和元年10月16日開催の第29回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印